

鳥栖民報

発行

日本共産党
鳥栖市委員会
鳥栖市本町二丁目
電話 83-7131

No.1615

発行日

2022.4.10

真実つたえ
希望をはこぶ

しんぶん
赤旗

日刊 / 月 3497 円

日曜版 / 月 930 円

生活相談は

☎83-7131

fax 80-8353

新産業集積 エリア事業

農業委員会
会長

「今回の転用申請は、不同意とし 県知事には転用許可は厳しく、慎重な判断を」

尼寺議員の
一般質問

3月議会 尼寺議員は、新産業集積エリアに関する農地法違反問題をとりあげた。2月に開かれた農業委員会では、市からの許可申請が圧倒的多数で「不同意」との採決がなされたが、この件について会長と市長に、それぞれの見解と今後の進め方について質問した。

尼寺議員 2月に開かれた農業委員会において、許可申請が1対9の大差で不同意との採決があったが、県に提案した意見書の内容は

農業委員会会長 農業委員会として

「今回の転用申請については採決により不同意とし、県知事には転用の許可については厳しく、慎重な判断をしていただきたい」ことを総合意見とした意見書を提出した。

尼寺議員 追認という手法が農業委員会において認められなかったわけだが、市長の受け止めは

橋本市長 本市としては、「登記を戻さずに農地転用申請をし、受け付けていただく方法（追認）」としてきた。真摯に受け止めなければならぬと認識している。

尼寺議員 市の方針が農業委員会では認められなかった、つまり市長が不信任を受けたという認識はあるのか。

橋本市長 真摯に受け止めなければならぬという認識はしています。

▼ 農地法違反問題

H28年、新産業集積エリア事業において鳥栖市が用地取得をする際、農地転用許可を受けずに所有権移転登記を行う農地法違反を犯した。市は登記を元に戻さずに転用申請をして、市の条委員会に申請を受理してもらう（追認）という手法をとった。一方農業委員会は農地法において追認許可の法的根拠は示されていないとして、追認は容認しないとしてきた。

▼ 2月に県に提出した市農業委員会の意見書（大要）

- ・ 今回の転用申請については採決により不同意とし、県知事には転用の許可については厳しく、慎重な判断をしていただきたい。
- ・ 市農業委員会として、市に対して現在の違法な登記を是正するため、これを元の所有者名義に戻すよう要求してきたが、今回それがなされないままに申請が行われたことは誠に遺憾である。
- ・ この手法（追認）もある意味では理解できるが、ここに行き着くまでに通用の方法による違反状態の解消について何ら実行することなく、そのままかなりの年数が経過していること自体、そこに鳥栖市が取り組んだ努力の形跡がなんら存在していない。
- ・ 鳥栖市は農地法違反を認め、農業委員会から指導を受けても違反をずっと続けており、この罪は大変重い。法令違反をなんとも思わない、市民を無視する鳥栖市は信用できない。

▼ 臨時議会開催へ

4/5 に開催された議会各派代表者会で、市長から新産業集積エリア整備事業に係る予算を提案するために、4/13 に臨時議会を招集したいと。その理由として「県から、『許可申請の審査はほぼ終了したが、許可要件の一つとして、造成にかかる予算の議決書が必要』との指導があった。市として農地転用の許可を受けることで、農地法違反の是正をはかり、この事業を推進するため」と。なお総事業費は、当初の73億円から92億円に増加するとの説明もなされた。

許可権者である県が農地法に基づいて判断されるのでその判断を待ちたい。

尼寺議員 農業委員会においても、農地法違反の是正がまま、農業委員会が申請書を受理することは法令に反するという意見があったと聞かすが、どうか。

農業委員会会長 必要書類及び必要箇所の記載などに不備がないことなどが申請受理の条件になっており、受理しました。

尼寺議員 添付書類は「土地登記事項証明書、排水同意書、委任状」など28件あって、いずれもその有効期限は3か月以内のものとして記載されているが、どうか。

農業委員会会長 全部事項証明書などの公的機関が発行したものは3か月以内、その他のものは、直近のものをお願いしている。

経済部長 市農業委員会と確認の上有効期限内のものを添付して申請しました。

尼寺議員 委任状は、地権者の方から誰も出していないと聞く。排水同意書は幸津町からは出されていないし、下野町からは平成29年に提出したものであり、それも今年の2月に撤回されている。

経済部長 排水同意書については市農業委員会に確認の上、添付せずに申請させていただいた。下野町からの排水同意書については直近のものを添付しました。

・・・

申請添付書類は3か月以内とあるが、平成29年に提出されたものが直近のものといえるだろうか。また委任状を受理したかどうかについては答弁がなかった。自ら決めたルールを簡単に破っていいのか。

かつて「追認は、民間なら決して許されないのに市役所ならば許されるのか」と、佐賀新聞が報道したが、こういう声にどうこたえるのか。

